

令和6年第4回砂川市議会定例会

令和6年12月11日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告
日程第 1 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武 田 真 君
石 田 健 太 君
小 黒 弘 君
山 下 克 己 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美 喜 子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|---------------|-----------|
| 砂 川 市 長 | 飯 澤 明 彦 |
| 砂川市教育委員会教育長 | 高 橋 豊 |
| 砂川市監査委員 | 中 村 一 久 |
| 砂川市選挙管理委員会委員長 | 千 葉 美 由 紀 |
| 砂川市農業委員会会長 | 関 尾 一 史 |

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|-------|-------|
| 副 市 長 | 井 上 守 |
|-------|-------|

| | |
|---------|-------|
| 病院事業管理者 | 平林高之 |
| 総務部長 | 板垣喬博 |
| 兼会計管理 | |
| 総務部審議監 | 安原雄二 |
| 市民部長 | 堀田一茂 |
| 保健福祉部長 | 安田貢 |
| 経済部長 | 野田勉 |
| 経済部審議監 | 畠山秀樹 |
| 建設部長 | 斉藤隆史 |
| 病院事務局長 | 朝日紀博 |
| 病院事務局次長 | 為国泰朗 |
| 総務課長 | 岩間賢一郎 |
| 政策調整課長 | 三橋真樹 |

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|---------|------|
| 教育次長 | 東正人 |
| 指導参事 | 堤雅宏 |
| 教育委員会技監 | 徳永敏宏 |

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 監査事務局長 | 川端幸人 |
|--------|------|

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|-------------|------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 板垣喬博 |
|-------------|------|

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|-----------|-----|
| 農業委員会事務局長 | 野田勉 |
|-----------|-----|

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 為国修一 |
| 事務局次長 | 安武浩美 |
| 事務局係長 | 野荒邦広 |
| 事務局係長 | 佐々木健児 |

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） おはようございます。それでは、通告に基づきまして私からは大きく2点について伺います。

大きな1、既存店舗の改装等促進及び空き店舗対策についてであります。本市の中心市街地の活性化施策に関しては、砂川駅前地区においてまちなかの魅力を高め、にぎわいの創出に寄与する砂川市まちなか交流施設すなわちを整備するなどの取組を進めています。しかし、中心市街地では空き家や空き地、空き店舗が増加し、都市のスポンジ化とも呼ばれるまちがスポンジのように空洞化していく現象が進行しているように見受けられます。にぎわいを創出するためには、この都市のスポンジ化の進行を抑制することも重要な課題であることは明らかです。この課題の解決には、市の各部門を横断した総合的な施策が本来必要と考えますが、今回は特にこれまで議会で議論のあった既存店舗の改装等促進及び空き店舗対策について、以下により伺います。

(1) 既存店舗の改装等を促進する助成制度の新規導入の考えについて。

(2) 空き店舗対策について。

①空き店舗の現状について。

②空き店舗が解消されない理由について。

大きな2点目、犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。全国的に犯罪件数が増加傾向にあり、特に近年では匿名性や流動性を特徴とする犯罪グループ、いわゆるトクリュウによる広域的な組織犯罪が大きな問題となっております。このような状況の中、自治体による犯罪被害者等への支援拡充に対する関心が高まっています。平成17年に施行された犯罪被害者等基本法では、地方公共団体が犯罪被害者等の支援に関して、国との役割分担を踏まえつつ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うことが明記されています。また、近年犯罪被害者やそのご家族への支援を目的とした条例の制定が、道内の自治体においても増加しているところです。そこで、以下の点について伺います。

(1) 道内自治体における犯罪被害者等支援条例の制定状況について。

(2) 砂川市独自の犯罪被害者等支援条例の制定に対する考えについて。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) それでは、私から大きな1、既存店舗の改装等促進及び空き店舗対策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)既存店舗の改装等を促進する助成制度の新規導入の考えについてであります。市としてこれまで既存店舗の改装等を促進する助成制度については実施しておりませんが、令和4年度にはコロナ禍及び原油、物価高、資材高騰、人手不足等の課題を解決するために創設された地方創生臨時交付金を活用し、生産性向上や業務の効率化を図るため、積極的にデジタル化を導入する取組を実施した事業者に対する中小企業デジタル化促進補助金事業、感染、衛生対策を徹底し、店舗や事務所を安全、安心な環境に整備するための取組を実施した事業者に対する店舗等衛生対策支援補助金事業を実施し、市内延べ141の事業者に対しておよそ3,148万円を支援しているところであり、その中の一部が店舗の改装にも活用されております。既存店舗の改装も対象となる国の小規模事業者持続化補助金につきましては、商工会議所が事業者に対して伴走支援を行いながら取り組まれておりますが、申請書の作成など手間がかかる、不採択の可能性がある、採択から補助金交付まで時間がかかるなどの理由から、事業者にとって少しハードルが高く、活用実績はあるものの交付しづらいとの声も聞こえております。

現在商店街を取り巻く環境は大変厳しく、会議所や金融機関等との意見交換や企業訪問での調査では店舗の改修や備品の更新は大きな負担となっているとお聞きしております。中心市街地ににぎわいを創出し、都市のスポンジ化の抑制につなげるため、既存店舗に対する支援につきましてはこれまで資金繰り、資金調達、販路、顧客開拓、人材育成などの支援を行っており、持続的な経営に向け、自社の経営課題を見つめ直した上で地道な売上拡大、販路開拓、業務効率化の取組を行っていく事業者を支援していくことが何よりも重要であると考えております。本市として各種補助金を交付するに当たっては、公益性に加え、公平性、必要性、効果、経済性、適正性を踏まえた内容で制度設計をしているところであり、これまで事業主から要望のありました店舗の改修や備品の購入では、事業者の資産となり、商業的効果が一定程度その事業者に限定されること、また補助金対象となるエリアや業種、店舗の改修や備品の更新の内容等を定め、そこに公費を投入することとなるため、慎重にならざるを得ないところであります。

既存店舗の改修等促進につきましては、商工会議所からも昨年度から内外装改装費、附属設備、備品等の助成について要望をいただいているところであり、道内他市における既存店舗の改装への支援の状況を確認しますと道内35市のうち13市が実施しておりますが、そのうち8市が維持修繕を目的とする改装を対象外とし、新たな顧客の獲得や業務効率化、新事業等に積極的に取り組む既存店舗の改装を支援しているところでありますので、それらも参考にしながら持続的ににぎわいがあふれるまちを目指す既存店舗の改装等を促進する支援について調査研究を続けていきたいと考えているところであります。

続きまして、(2) 空き店舗対策についての①空き店舗の現状についてであります。市では商業地域及び近隣商業地域における商店、事業所等を目視で確認する空き店舗実態調査を毎年実施しております。昨年の調査では、空き店舗が16件、そのうち老朽化が著しい物件や居住、使用実態がある物件を除いた活用可能な空き店舗は13件でありました。また、空き店舗併用住宅は16件、そのうち老朽化が著しい物件や居住、使用実態がある物件を除いた活用可能な空き店舗併用住宅は6件となっており、空き店舗及び空き店舗併用住宅を合わせて32件、そのうち活用可能な空き店舗及び空き店舗併用住宅につきましては19件となっているところであります。

続きまして、②空き店舗が解消されない理由についてであります。市で実施いたしました空き店舗実態調査終了後に活用可能な空き店舗等19件の所有者に対しアンケート調査を実施し、空き店舗等情報の詳細や今後の意向について確認しており、倉庫として自ら使用が4件、賃貸借を希望が3件、売却を希望が1件、除却予定が1件、未定が2件、未回答が8件となっており、賃貸、売却を希望する空き店舗等所有者はアンケート調査に回答した11件のうち4件と半数に満たないのが現状であります。なお、北海道が本年11月に実施した商店街実態調査によりますと、道内の9割を超える商店街に空き店舗があり、空き店舗率は11.2%となっており、空き店舗が解消されない主な原因は店舗の老朽化が貸手側、借手側ともにもっとも高く、貸手側では住居として使用しているため貸せない、家賃の折り合いがつかない、借手側では商店街に活気がない、家賃の折り合いがつかないが上位を占めております。以上のことから、空き店舗が解消されない理由につきましては、店舗の老朽化のほか、貸手側が貸出しに消極的であることや賃料などの賃貸条件が折り合わず、出店希望者が求める物件が見つけれないことなどが考えられます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) それでは、私から大きな2、犯罪被害者等支援条例の制定についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 道内自治体における犯罪被害者等支援条例の制定状況についてであります。北海道が令和6年4月に道内自治体に対して実施した犯罪被害者等支援条例の策定状況等調査の集計結果では、道内179市町村のうち、策定済みが51市町村、未策定が128市町村であり、道内35市中、策定済みは2市、空知管内で策定済みの市はございません。また、未策定市町村のうち24市町村が令和6年度中または令和7年度以降に策定を予定していると回答しているところであり、このうち市は6市であります。

続きまして、(2) 砂川市独自の犯罪被害者等支援条例の制定に対する考えについてであります。国の犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は法の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ犯罪被害者等支援条例は関係機関や団体、住民を含む地域全体で支援を推進するための根拠規定と

なることや犯罪被害者等が利用できる支援制度などを住民に示すものとして重要な意義を持つとの考えから、国では地方公共団体における条例制定を推進しているところであります。当市においては、現時点で犯罪被害者等の支援に特化した条例は制定しておりませんが、砂川市生活安全条例の中では市の責務として犯罪、事故等の被害者等の支援に関することを掲げており、犯罪被害者等の方から相談などがあった場合はその内容に応じ、庁内の各部署において対応しているところであります。

近年全国的に多発している匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウによる犯罪に象徴されるように、誰もが突如として犯罪に巻き込まれ、被害者となり得ることが身近に感じられる状況の中、犯罪被害者等支援条例の制定による支援施策や支援体制の充実などは検討すべき課題であり、警察庁が主催する支援実務者会議への参加や北海道警察本部並びに滝川警察署担当者を迎えての意見交換、また条例策定済みの他自治体の状況など情報収集を行っていたところであります。また、犯罪被害者等の支援に関しては、国から地方における途切れない支援の提供体制の強化への取組を求める通知が全国の都道府県、市区町村に対して発出されており、この中では関係機関、団体における対応能力の向上と連携の強化を図ることや犯罪被害者等のニーズを一元的に把握した上で必要な支援を積極的に提示、提供する体制を構築するためのワンストップサービス体制の構築、総合的対応窓口機能の強化、総合的対応窓口への専門的資格所有者配置など様々な事項が提言として示されており、条例制定を検討する中ではこれらの提言に関する対応の整理や特化条例制定済みの自治体の多くが導入している見舞金支給制度をはじめとする支援施策の検討や支援体制の構築など多くの課題がありますが、当市としてどのような形で支援ができるのか、先行自治体からの情報収集や情報交換なども継続的に行いながら条例制定へ向けた取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していきたいと思うのですが、まず既存店舗の改装促進及び空き店舗対策についてでありますけれども、これまで既存店舗の改装促進については今年の3月定例会に私が質問していることもあります。また、空き店舗対策についてはこれまで何度も議会で議論になったと記憶しておりまして、最近では令和4年の第3回定例会で当時の多比良議員が空き店舗の情報発信をメインとした一般質問をしているというような記憶があります。今回改めて私がお伺いした理由が、来年砂川のまちなか交流施設すなわちオープンするというのを控えているのですけれども、先月議会で令和6年度議会懇談会を開催しまして、駅前地区のにぎわいをテーマにしたテーブルの参加者から、空き店舗を何とかしたい、何とかしてほしいというご意見、あるいは駅前が明るい雰囲気になってほしいというご意見をいただいております。やはり多くの市民がこの状況を心配しているのかなというのがありまして、改めてお伺いしたいなと思った次第であります。

そこで、まず既存店舗の改修促進のお話なのですけれども、答弁を伺う限り前回とそう違いのない答弁だったのかなと思います。ただ今回違ったのが、そのときの3月定例会の答弁にもあったのですけれども、企業訪問あるいは商店街連合会といろいろ調査しながら研究を進めていきたいという答弁がそのときあったのですけれども、その結果を踏まえてどうも意見交換等をされたのかなということが見えてきたのですけれども、そうしますと、若干答弁でも触れておりましたが、やはりこうした改装等に対する事業の需要というのは私は相当あるのかなと思ったのですが、この辺意見交換した中で要は具体的に店舗改装に対する要望というのがあったと思うのですが、その具体的な要望等を答えられる範囲で伺いたいなど、その点からまずお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 意見交換をした結果ということでございますけれども、具体的にここをこうしてくれというのはないのですけれども、ただ改修しなければいけないところがあるので、補助があったらいいなというような意見ばかりで、こうしたいからこういうものが改修したいというようなご意見は今のところなかったような状況でございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 いきなり何かありませんかと問われて、なかなか答えるのも難しいのかなという部分もあると思うのですけれども、先ほど答弁にもあったのですけれども、制度設計、確かに非常に難しいと私も認識しております。先ほどもありましたけれども、個人の財産になりかねないのではないかなという、公平性の部分もそうですよね、個人財産になってしまったら、補助金は何だったのだということにもなりかねないし、答弁にあったかどうか、私としては直感的に問題があるなと思ったのは継続性の問題だと思うのです。補助したとしても、そのお店の方がきちんと何年もやっていけるか、そういう不安も恐らく背後にある。行政としては、なかなか制度設計が難しい部分があるのかなと私も思うのです。ただ、3月定例会で私も質問して、同じことを繰り返すのですけれども、駅前地区の基本整備の基本設計のときのパブコメなのですけれども、その中で市民の中から、古い建物が多い、寂しい雰囲気があるのだというコメントに対して市からのコメント返しとして、施設整備を契機に周辺への民間投資が誘発され、経済波及効果が生まれることを期待しておりますというようなコメントがあります。この施設整備自体も恐らく、究極のすなわち目的というのは要は商工業の振興が究極の目的だと私も理解しておりますし、この施設整備を核として様々な経済効果、民間の投資が増えることが目的なのかなと理解しているのです。そうしますと、期待しているということだけではよろしくないといえますか、すなわち究極の目的は私は達成されないと思っております。それは行政として経済効果が生まれるような施策も併せて打つべきではないかなというのが私の考えの背景にありまして、その一つとして既存店舗の改修であったり、空き店舗の改修というのが私はあっていいのかなと思っております。

そこで、改めてまた伺いますといいますが、私の提案もあるので、補助制度、制度設計を私は慎重にすべきだと思います。そうしますと、例えば来年のすないるの開設を起点として、例えば1か年、2か年、3か年という期間をまず限定するというような制度と、当然対象者として既存店舗ですけれども、これまでの長い実績のある人、そしてさらにその後何年も事業を継続していける見込みのあるという方と、当然その補助内容もそうです。備品、償却期間の短いようなものは対象から外すとか、そういった制度設計を工夫することによっていかようにもそこは進めることができるのではないかなと思いますし、さきの3月定例会でも指摘、今も答弁もありましたけれども、国の制度自体が非常に使い勝手が悪い。交付までにタイムラグが出てくる部分、書類作成の部分も含めて非常に使い勝手が悪いということもありまして、その隙間を埋める制度として自治体ができる制度設計、私はできるのではないかなと思うのですけれども、改めてこの点踏まえて市の考え方を伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 すないるを起点として今後のにぎわいをどうつくっていくかというところに関わる店舗の助成ということでご質問かと思うのですが、まず1つは店舗を今やる事業者が活用するに当たって国の小規模持続化の補助金があるかと思いますが、それにつきましては経営とか、そういったものを見直しながらどうやってやっていくかというところを念頭に事業を組んでいくものでありまして、これはまちなかの活性化をしていく上では非常に重要なポイントかなと考えております。なので、ここについてはやはり外せない視点でありますので、できればここを活用していただきたいと考えているのが1つでございます。ここで少し気になるところは、補助金が不採択になるかもしれないというおそれがあるというところがありましたので、ここは気になる点でございますので、そこをどうフォローしていくかということもやはり考えるポイントとなっておりますので、その視点を持ちながら制度設計は必要かなと思っております。既存の事業者が改修するに当たりまして、今のような小規模持続化の補助金のようにある目的を持ってこうしていきたいというものが見えるような形になれば公的資金を投入するというところもあるかとは思いますが、その辺りをどう考えて設計していくかが今の課題でありまして、そこを調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 私自身も道内自治体、他市が実行しているから、実施せよと言うつもりはないのです。今回特異なところは、すないるのオープンです。まちなか施設オープンを契機に市としても周辺の活性化というのは念頭に置いた施策ということで、それをさらに促進するような施策というのはこれに限らず私は打つべきではないかなということで、その一つの案として提案をさせていただいたということです。通告にもしましたとおり、まちなかはどうしても最近、ここ2年間はさらにスポンジ化といいますか、空き地も増えて

いるような状況です。空き店舗はこの後質問しますけれども、空き店舗が解消されたというよりは物理的になくなってしまったというのも恐らく何件か想像される部分もありまして、その空白地帯がある以上は寂しさというのは埋められませんし、そこを何とかしていかねばならないのかなということで、せっかくまちなか交流施設を賛否両論ある中で多額の公費を使って建てたわけでありますから、何とかそれを中核とした中心市街地の活性化というのも目指さざるを得ないのかなということで提案をさせていただいたというところで、既存店舗の改修等についてはそういう制度設計の難易度等があるところは十分承知しておりますので、この辺せっかくまちなか施設ができたことを契機に何とかそれを促すような施策をこれに限らず検討していただきたいということで、既存店舗の部分はまず終わりたいと思います。

続きまして、空き店舗のところなのですけれども、ここは再三にわたり議論があったというところで、数字のところでは若干聞き取れない部分があったのですけれども、解消されない理由というのは恐らく前回令和4年第3回定例会であったときとそう要因は変わらないのかなと思っております。ただ、当然令和4年第3回定例会のときの質問をベースに私は確認しているのですけれども、そのときは情報発信がテーマだったと思うのですけれども、このときの議論であった一つ特徴的な店舗併用住宅の課題、今回も住んでいる方がいらっしやって物理的に貸せないという事例もあったと思うのですが、このときの答弁では解決の手法を検討していくのだというような答弁があったと思うのですが、この間その点について何か施策等を実行してきたのか、それとも現段階ではまだ調査中なのか分かりませんが、この店舗併用住宅の解消に向けての取組状況というのをまずお伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 店舗併用住宅の取組状況についてでございますけれども、まず現時点で店舗併用住宅で貸したいという希望のところは今ないところではございますが、内部で何が課題かということを検討いたしまして、店舗と住宅が例えば電気のメーターですとか水道メーターとか一体になっていると請求を家賃に組み入れたらいいのかとか、それによってはなかなか入れるのが難しいだとかということもあるかということで、分離することができないかということも検討したところではございますが、課題となるのは、公益性を視点を置いたときにそこに投資することが果たしていいのかどうか。先ほどの制度設計に戻りますけれども、まだ制度設計はそこまで、研究している途中でございましたので、できるかどうかというところはまだ検討中でございますが、課題としてはそのようなことを検討し、今進めているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、当時の答弁から研究は進んでいるけれども、実装にはまだ至らないような状況なのかなと思います。空き店舗対策については、さきの既存店舗の

部分とも若干共通する部分もあるとは思うのです。その究極の目標は、商店街、中心市街地の活性化ですよね。そのためにすなわちも設置して、これを契機にその部分をどうにかしようというのが根本の考え方かなと思うのですけれども、その当時の議論を見ていきますと、この考え方なのでも、当時の善岡市長の答弁は非常に長かったのですけれども、簡単に要約していきますと方向性の部分です。それを見ていきますと、当時空き家の問題が非常に問題となっておりまして、そのノウハウを生かしてデータ作成やオーナーとの連携を強化するのだというような方向性が当時示されていたのと、あとは駅前開発や市立病院周辺を活性化の核として起業しやすい環境、制度を整備していくのだということ、市としては情報発信や支援策を強化しながら商業活性化に向けたことに着実に取り組むのだという方向性が示されたのです。私はその方向性は非常に正しいなと思っております、恐らく今でも変わっていないなと思うのですけれども、そうしますと、店舗併用住宅の問題もそうですけれども、駅前開発を核として起業しやすい環境、制度の整備という部分もあるのですが、今の段階で方向性は私は変わっていないと思うのですけれども、この辺の起業しやすい環境の整備、制度の整備という部分についてはどのように現状になっているのかをお伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 まず、空き店舗の関係でございますけれども、状況を調査するために、先ほども申し上げましたが、アンケート調査を常に実施しております。無回答の方がいらっしゃいますので、無回答の方の意向をやはり確認すべきだということもありまして、市内の場合につきましては直接訪問してアンケートに回答してもらうように努力しております。ただし、所有者が市外の場合につきましては郵送等をしているのですけれども、回答がない場合につきましてはそこまで行くということもできませんので、そこにつきましては無回答のまま今のところ推移しています。データを取った中で、貸したいですとか売りたいという事業者さんもいらっしゃいますので、そういう方々につきましては不動産業者と連携を取ることが必要だということもありましたので、その方々にご紹介という形で、こういう方法がありますよということで紹介はさせていただいています。なぜかといいますと、私どもから紹介するに当たりまして、不動産業者が情報をアップするに当たりまして手数料等が発生する場合がございますので、それらを考えますと私どもから直接やるというのはなかなかハードルがありまして、それでオーナーの方々にこういう事業者があるようですから、情報提供してはどうですかということで、協力してもらったらどうですかということでお伝えしています。その中でオーナーですとか不動産業者の方々から連携の話が来れば、改めてまた連携をどうしていくかということを考えていきたいなとは思っているのですが、今のところそういう状況はないところでございます。

あと、空き店舗、起業しやすい土壌づくりということで何をやっているかということをご説明申し上げますが、まず1つは販路拡大及び売上拡大のために創業支援事業というの

を行っております。いわゆる創業セミナーとかを行いまして、新たに事業をやりたいという方々に経営の方法ですとか、そういうものを支援するようなものを行っております。商業地域等に新規出店する中小企業者の新築、空き建物、それからその改装費についての支援、また空き建物賃借費に対し補助する商店街店舗整備事業補助金というのを準備しております。それから、商工会議所と共催で創業セミナーというのを実施しておりますけれども、経営スキルを学ぶほか、ここでは市内金融機関を紹介する場面の設定ですとか補助金の紹介、それから市内創業者から話をさせていただいて、新規事業を行う上ではこんなことがあったという話を聞くなど、そういった起業に向けた間接的な支援を行っているようなことを今進めているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 前回の令和4年度の定例会で問題になった課題の一つがアンケートに答えてくれない方の解消というところだったと思うのです。そのときは10件ほどあって、今回8件に減ったのですけれども、それは効果があったかどうかは分からないのですけれども、それに答えていただけない方に対する働きかけというのはその間やられてきたということと、当時市長から示された方向性に基づいて整備等は現状も行われているという理解でいいのかなと思うのですが、そうしますとこの取組、努力によって実際に何件か解消されたというような事例がもしあればそれをお伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 まず、活用しているものがございますので、事例として何件かございます。例えば最近ですとダンス教室が空き店舗のところに入ったりですとか、今資料を見比べながらやっているのですが、何件かそういう形で店舗は解消されてきております。

それから、先ほど、すみません、1つ訂正なのですが、創業支援補助金のところで創業セミナーのことを話をしてしまいましたが、創業支援補助金につきましては創業セミナーではなくて、新たに事業をやられる方が店舗を新築する場合ですとか改修する場合、または賃料とか、そういったものを支援する補助金となっております。訂正させていただきます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 空き店舗対策については永遠の課題だという部分もあるのですけれども、数は少なくなってきておりますけれども、繰り返しになりますけれども、まちなか施設を核として市立病院を核とした起業しやすい雰囲気の制度の整備、あるいは事業承継については答弁があったかどうかは私も忘れたのですけれども、やはり商業や飲食業の活性化を図るというのが究極の目的ですから、それに向けて方向性についてはこれまでも前回市長が替わったとしてもその流れについては変わっていないということは認識しましたので、その方向性で何とかこの状況を改善するために引き続き取り組んでいただきたいなという

ことで、大きな1点目を終わります。

次に、大きな2点目でありますけれども、犯罪被害者等支援条例の制定でありますけれども、答弁を伺う限りは取組を進めていくという答弁があったと思いますので、これは制定に向けて取り組まれる前提での答弁だったのかなと私は理解いたしました。この条例、先ほど全道、令和6年、今年4月の調査では51自治体に取り組んでいるということで、その後も報道等を見れば例えば留萌管内でも制定したというような話もありますから、空知管内でもたしかあったと思うのですが、着実にこの条例を制定している自治体が増えているという状況だと思いますが、当然背景としては体感治安の悪化、現実の治安の悪化もあるのですが、市としてはここまで急速にこの条例を制定する自治体が増えた背景をどのようにまず分析しているのかが1点と、もう一点は、先ほどの答弁にもあったのですが見舞金です。要は単なる理念条例ではなくて、見舞金と貸付金の話もあったのですが、そうした見舞金等を支給しているような自治体、単なる理念条例ではない、そうした実質の支援策を盛り込んでいる自治体の状況について把握しているものがあればそれをまずお伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ犯罪被害者等支援条例につきましては、国でも地方自治体における特化条例制定を推進しているところであります。その経過としまして、令和3年に国の第4次犯罪被害者等基本計画が策定されております。この中で、警察において地方公共団体における特化条例の制定等に関して情報提供や協力を行うこととされております。さらに、令和5年、昨年6月には国の犯罪被害者等支援推進会議というのがありまして、その中で犯罪被害者等支援の一層の推進についてということが決定されております。この中でも地方公共団体での特化条例制定の促進、また総合的窓口機能の強化などが示されております。これらのことを受けて、警察庁、北海道警察本部、各警察署からは、管轄の自治体へ特化条例の制定に関する情報提供やとりわけ条例制定の要請が強化されているという背景がございます。

また、国の犯罪被害者等への給付金制度というものがあるのですが、この給付金支給までに若干の時間がかかるというところで、地方公共団体において特化条例を制定して、その中に見舞金制度を規定するということで犯罪に遭われた方の初期の経済的な負担を軽減する、また精神的なサポートにつなげられるということもこの要請には含まれております。そうした結果で特化条例を制定する、先ほど答弁でも言いましたけれども、トクリウのような犯罪に対応するということが含まれておりますので、その結果として今市町村で特化条例を制定する市町村が増えていると分析しております。

それと、特化条例を制定している市町村の中で見舞金制度を規定している市町村がどれくらいあるかというところでございますけれども、これも令和6年4月の道の調査の回答で申し上げますと、見舞金制度を制定している自治体の数は51自治体のうち42市町村

でございます。そのうち、市は2市、町が37町で村が3村となっております。加えて、この条例に規定されている見舞金の額を申し上げますと、42市町村全て犯罪被害者の遺族、家族へは30万円、重傷の被害に遭われた方へは10万円、その他の見舞金として規定されているところが3市町ありまして、それぞれ10万円ということになってございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 令和4年4月の統計を見ますと、そのとき条例を制定していたのは9市町村のみだったのです。うち、見舞金は3自治体というような状況で、非常に大幅に増加しているということと、背景では所轄から、恐らく所轄を通じて各自治体に強い働きかけがあったのではないかなということが想像されます。あとはやはり犯罪被害者に対する理解が国民の間でも浸透してきたのかなということが恐らく背景にあるのかなと思っております。つい最近でも2021年、大阪でクリニックに放火があった事件ですけれども、そのときも20名以上の方がお亡くなりになったのですが、そのとき非常に問題になったのはクリニックに通われていた方の住んでいた方の自治体が、大きくほかの周りの大阪市以外の自治体の方が結構含まれていたということがありまして、自治体によって支援に差が出てしまったというのが当時非常に問題になったということがありました。一部の方は全く支援がないよと、ある方はきちんと見舞金ももらいましたよというようなことで、同じ被害に遭われたのに対応に差があったということで、これは非常に不平等だということで、それは弁護士会をはじめ各団体からも、全国的に同様のレベルのサービスがないとそれは非常に不平等だというようなこともあったのかなと私は想像しておりますし、実際犯罪被害者になる可能性というのは誰でもあるわけでありまして、そこはきちんと各自治体で横並びでこういった仕組みをつくっておく必要があるのかなと思います。

そこで、私は、理念的条例というのはよくありますけれども、そうであってはならないのかなと思います、この条例については。やはり実質的な部分、見舞金も含めて実効性のある私は条例を制定すべきではないかなと思うのですが、先ほど伺う限りは見舞金を支給している自治体51のうち42ということでかなりの割合になっているふうに見える訳ですが、今後市もこの条例制定に向けて取り組んでいくと私は受け止めておりますけれども、見舞金を含めたそうしたサポート体制について私は盛り込むべきではないかなという考えを持っているのですが、条例制定に向けてこの辺の考えを取り込む考えはないかということを確認させてください。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 1回目の答弁でも少し触れましたけれども、この条例制定に向けて取り組んでいることは、現在私どもやっておりますけれども、この条例制定に向けて諸課題もあって、いろいろな体制の構築などもありますので、そういう課題の整理とどのような内容の条例にするかというところで、ほかの自治体と大きな乖離があってはいけない

いと私も考えておりますので、その辺は慎重にどのような条例の立てつけにするかということも考えていきたいと思っております。また、何年もかけるということは思っておりませんので、できるだけ慎重かつ迅速に条例制定に向けては取り組んでいきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 繰り返しになるのですけれども、いつ、誰が大きな犯罪に巻き込まれるか分からない状況になっているのかなと認識しております。トクリュウもそうですけれども、全くお金持ちではない方と思われるのですけれども、いきなり押し込み強盗の被害に遭われる、あるいは先般札幌でもありましたけれども、繁華街のビルに放火というような事件もありまして、そうした大きな犯罪で多くの方が巻き込まれるということは現実の問題として我々は受け止めるべきではないかなと思います。こうなると、こうした犯罪被害者等支援の条例というのは我々の社会のセーフティーネットの一つになっていくのかなという認識は私も持っております。そうなれば、いわゆる理念型の条例ということではなくて実質的な部分で、先ほど国の給付金、見舞金のタイムラグが出てくるようなお話もありましたが、それは国の問題だとは思うのですけれども、一方では市民に身近な基礎自治体である我々が犯罪被害者に対しての支援としても、迅速性であったりとか、顔の見える関係性の中でサポートしていくのだという、自治体でしかできないところもありますので、それはしっかり我々が取り組むべき課題だと思いますし、市町村、警察だけではなく地域全体として取り組む課題ではないかなと思います。特に条例制定に私がこだわる理由は、1つは議会でこの条例を制定するということは地域全体で支えるのだという姿勢を示す意味でもやはり条例制定というのは大きな私も意味があるのかなと思います。先ほども既に迅速に慎重に進めていただくという答弁をいただきましたので、引き続き見舞金も含めて実効性のある条例制定に向けて取り組んでいただきたいということで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

石田健太議員。

○石田健太議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

私からは大きく1点、障がい者への理解向上についてであります。障害者基本法より、障がい者とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者とし、大きく分けて3区分となっています。厚生労働省の調査(2022年12月時点)では、身体障がい者423万人、知的障がい

者126.8万人、精神障がい者614.8万人となっており、総数は約1,164.6万人となり、複数の障がいを併せ持つ方もいるため、単純な合計にならないものの、国民のおよそ9.3%が何らかの障がいを有していることになると算出されています。障がいのある方々が直面する課題として、差別や偏見、経済的な自立の難しさ、移動の困難さや情報のアクセスの制限、社会的な孤立など様々な課題に直面しています。障害者差別解消法の施行により、障がい者への合理的配慮が義務付けられていますが、実際の理解と実践にはまだ課題が残っていると考えます。増加傾向にある障がい者への理解と支援の重要性が増している中で、これら課題を解消し、安心して暮らすことができるまちづくりのためにも地域社会全体の理解向上と協力が必要と考えます。そこで、以下について伺います。

(1) 現在の障がい者の人数について。

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者人数について。

(2) 地域社会との連携強化、啓発活動の推進について。

①障がい者を支援するための地域社会との連携など、現状について。

②障がい者への理解を深めるための啓発活動など、現状について。

③地域全体の理解を深めるための新たな取組について。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 障がい者への理解向上についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)現在の障がいのある方の人数についてであります。令和5年度末時点において市内で障害者手帳を所持されている方は、身体障害者手帳で1,073人、知的障がいがあり、療育手帳を所持されている方は257人、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方は171人となっております。

次に、(2)地域社会との連携強化、啓発活動の推進について、①障がい者を支援するための地域社会との連携などの現状についてであります。市においてはこれまでも障がいのある方とご家族が住み慣れた地域において必要な支援を受けながら生涯にわたり安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指し、障害者基本法に基づく障がい者計画及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を策定しており、現在は第4次砂川市障がい者計画及び第7期砂川市障がい福祉計画を施策の柱として総合的かつ計画的に各種施策を推進しているところであります。

地域社会との連携に係る施策といたしましては、これら施策の基本となる計画の策定に当たり、障がい者団体の代表者や保健、医療の関係者などで構成される障害者地域自立支援協議会を組織し、障がいのある方に関する今日的課題について素案段階から協議いただいているほか、社会福祉協議会や民生児童委員協議会など関係団体による障がいのある方を対象とした活動状況の把握や地域に根ざした自発的な活動を展開している障がい者団体

への助成を行うことにより、当該活動の支援に努めております。さらに、日常生活等について相談に応じる市町村相談支援事業、親亡き後の地域生活を支える支援体制の構築等を目指す地域生活支援拠点事業について市内社会福祉法人に障がいの区分なく委託することで地域社会における居場所づくりや相談体制の確保を図るほか、同法人の地域生活支援センターへの通所を支援することで創作的活動等の機会を提供し、社会との交流の促進を図っているところであります。

次に、②障がい者への理解を深めるための啓発活動などの現状についてであります。市では毎年12月3日から9日にかけての障害者週間に関する広報紙及びホームページでの記事の掲載、北海道と連携した発達障がいに係る理解促進パネル展の実施、障がいのある方の就労などテーマを定めて講演や事例発表を行う保健福祉フォーラムの開催など、広報活動や行事の開催を通じて障がいのある方に対する理解の深化を図られるよう取り組んでおります。また、日常的に福祉担当窓口においてヘルプマーク等の周知を図ることにより支援の輪が広がるよう努めているほか、障がい者就労施設等からの物品等調達方針を策定の上、ホームページで公表することにより市内での就労機会を確保し、経済的自立の一助となるよう取り組んでいるところであります。

次に、③地域全体の理解を深めるための新たな取組につきましては、これまでに策定済みの障がい者計画及び障がい福祉計画を着実に推進していくことでより多くの方に心のバリアフリーが浸透し、合理的配慮などへの理解が促進されるよう努めていくとともに、その成果について次期の障がい福祉計画の策定時には一般市民の方を含めたアンケートを実施することで客観的な評価ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、社会福祉協議会においては日常的に障がいのある方やそのご家族からの相談に応じるなど、障がい者福祉の推進につながる活動を実践していることから、これらの活動と連携を図りながら地域社会の理解を深めるための啓発に取り組んでまいりたいと考えております。新たな視点としては、障がいのある方の世帯には限定されませんが、令和7年度から開設を予定している子ども家庭センターにおいては、子供の成長、発達に心配な点がある保護者からの相談対応など子育てに関する総合相談窓口としての機能を担うほか、家族の介助や家事などを過度に行っているヤングケアラーの把握方法なども課題として位置づける想定であり、ケアをする方への理解も深まっていくような周知方法についても検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 それでは、順次再質問させていただきます。

(1) 砂川市における障がい者の人数についてということでご答弁いただきましたが、各手帳を所持している方の人数についてご答弁いただいたのですけれども、冒頭お話をした障がいの方が全国的に増加傾向にあると言われていた理由についてなのですけれども、高齢になり、身体機能が低下し、障がいを抱える人が増えるなど、高齢者の増加、情報過

多や生活リズムの乱れ、環境化学物質の影響など、現代社会の環境的要因、障がいに関する社会全体の認識が高まり、軽度の障がいでも診断されるようになったということですか、障がいに関する相談が増えたことなどにより、障がいに対する認識の広がりなど、そういったことで全国的に増加傾向にあると考えられていると思いますが、砂川市においても同じような理由で増加傾向にあるのかを伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 障害者手帳を持っている方のまず増減の状況についてご答弁申し上げたいと存じますが、先ほど令和5年度末でそれぞれの手帳を所持されている方の人数を申し上げましたので、それを5年前の平成30年度末の各手帳所持者数と順次比較させていただきたいと存じますが、まず身体障害者手帳を持っている方は、平成30年度末が1,193人でありました。5年度末が1,073人ということで120人の減と減少傾向となっております。全国的な推計値の中では、当市はそちらに比べますと身体障害者手帳を持っている方が多いという状況になってございます。これは65歳以上の高齢者が既に40%を超えている当市において高齢化が進んでいることなどが背景にあるものと考えておまして、結果的に5年前に比べて減少しておりますけれども、その理由としては近年は手帳の返還、転出も含みなのですが、される方が新規に取得される方、転入される方よりも大幅に上回っていると。要因としては、近年、5年ぐらい前は260人ぐらい年間に亡くなられていましたけれども、ここ2年ぐらいは300人を超える方が亡くなっておられますので、そういった死亡者数の増加が関連しているものと推測しているところであります。

次に、療育手帳については、平成30年度末262人に対し、5年度末が257人でありますから、5人の減と僅かに減少となっております。

次に、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方、こちらは平成30年度末145人に対し、5年度末が171人ということで、5年間で26人の増となっております。特に令和4年度、5年度、新たに取得される方が返還等を大きく上回っている。この4年度、5年度の増というところは、背景としましてライフスタイルの変化、環境ストレスですとか、孤独化が進んでいるといったことがあるものと推定しているところでありますし、また精神障害者保健福祉手帳を取得されることによって手帳を持たれるということでのメリットという点の理解も広まっているものと推測しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。精神障害者保健福祉手帳、こちらの人数が増えているものの、その他は減少しているところだったのですけれども、厚生労働省が示した3区分の障がい者人数、冒頭申し上げた精神障がい者の方なのですけれども、そちらの人数が一番多くなっているのですけれども、砂川市では一番人数が少ないかなと思うのですが、手帳を有さない方、自立支援医療を利用し、通院される方などいらっしゃるか

と思うのですけれども、そういった方を含めると多くなってくる、一番多いものになるのかをお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 自立支援医療の中で精神疾患があつて通院をなされている方、この方に通院の医療費を軽減する精神通院医療の給付という状況を申し上げますけれども、この人数については令和5年度末で401人となっております。精神障害者保健福祉手帳と重複されている方が自立支援医療の給付を受けている方は多いとは思いますが、仮に単にこの2つを合計しますと手帳の所持の方が171人ということで合計では572人になりますけれども、当市で申しますと身体障害者手帳を持っていらっしゃる方が1,000人を超えていらっしゃいますので、当市においては身体障がいのある方が一番多い状況となっております。

なお、この自立支援医療給付を受けている方の増減の傾向も申し上げますと、平成30年度末で374人でいらっしゃいました。5年度末が401人ということで、5年間で27人の増ということは精神障害者保健福祉手帳と同じような傾向にあるという状況となっております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。ご答弁いただいたので、分かりました。(1)については理解いたしました。

(2)です。地域社会との連携強化、啓発活動の推進についての①、②、連携、啓発活動の現状についてお伺いしたのですけれども、障がい者団体への助成ですとか広報活動や行事の開催を通じて啓発活動、合理的配慮などへの理解促進されるよう努めていくということでは理解いたしました。

③の地域全体の理解を深めるための新たな取組についてであります。地域共生の実現に向けて、例えば年間でイベントが様々ある中で会場のテーブルの設置ですとか椅子を並べるなど、運営スタッフとして障がいのある方等も参加していけるように各主催者などへの働きかけなどはできるのではないかと考えるのですけれども、来場者としてだけではなく、仕事までの忙しさ、厳しさもないイベントに参画することでイベントに関わる方々と相互理解が生まれるのではないかと考えますが、そのような働きかけというのはやはり難しいのでしょうか。難しいとされるのならばその課題についてもお伺いします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 障がいのある方がイベントのスタッフとして参画されるということのご提案ということかと存じます。仮に障がいのある方がイベントのスタッフとして参加されとした場合に、やはり主催者側と障がいを持っているご本人との間に接点になる方が必要になるかと推測しております。その接点になられる方は、障がいをお持ちのご本人の特性について十分にご理解されている方でなければと考えられますが、そう

なりますと例えばご家族の方であったり、通所による福祉サービスを受けていらっしゃる方であればその通所サービスの職員の方であったりという方になってくるかと思いますが、そういう点では、例えば市内には現在障がいのある方が就労継続支援サービスを受けることができる事業所、ご本人と事業所が雇用契約を結ぶA型と契約は結ばないB型、両方それぞれに市内に数か所事業所がございますが、事業所によっては例えばイベントに出店されて物品を販売されるというような既に取り組みされているような状況もあるものと考えております。もしも主催者の側からお問合せ等がありましたら、市といたしましてそういった事業所もがございますというようなご紹介することのでつないでいく、そういった支援に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 直接の働きかけがやはりコーディネーター等の中に入る方がいないと難しいというところで、紹介していく、つないでいくというところで理解しました。ただ、そういったイベント等で携わる、または日常でも障がいのある方と接するときには障がいのある方に嫌な気持ちにさせないようにどのように接したらいいのか、正しいとされる接し方が分からないなど考える方も多いかと思いますが、名古屋市では障がいのある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブックがあり、障がい者団体の協力の下に障がい及び障がい者の正しい理解のため、各障がいの特性とこれまでに実際に体験した事例等を基にするなど、適切な接遇対応の際に参考になるようにと作成されています。目に見えない障がいであるために他者から理解されづらい発達障がいや鬱や躁鬱、PTSDなどストレス関連障がいなどの精神障がいなど障がいとされる区分が広がっている中で、どのような方々がいるのかなどを理解するためにも砂川市においても同じようにガイドブックの作成などはできないのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ガイドブックの作成ということで名古屋市、先進の事例についてご紹介いただきましたので、後ほど確認させていただき、参考にできる点は参考にさせていただければと存じますが、当市におけるガイドブックということについて申し上げますと、ガイドブックを手にとられる方、その方のお気持ちとして障がいについて学びたい、知りたい、そういったお気持ちを持ってきつとガイドブックを手にとられると考えているところがございますが、その契機となったことはもちろんいろいろあると思うのですが、例えば障がいを持つ方と職場を一緒にされているですとか、接遇の中でいろいろなお客様がお見えになる中で障がいを持っている方もいらっしゃるかもしれない、そういったときのために学んでおきたい、そういったお考えの方も、いろいろとそのきっかけ、契機はあろうかと思いますが、いずれにしても学びたいという意欲にお応えするためには、分かりやすいことはもちろんだと思っておりますが、ある程度詳しい内容でご紹介していくことが必要ではないかと、例えば精神障がいであれば精神障がいだけでも鬱、躁鬱、

摂食障がいや依存症、依存症もアルコールもあればギャンブルもあればということになるでしょうし、統合失調症や認知症、てんかんとたくさん情報があるということになってまいります。学びたいという意欲にお応えできるような情報をご紹介するといった手法が考えられますので、今後どのような形で情報提供できるか検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。今日に見えない形で障がいを持たれている方も非常に多くいらっしゃるかなと、また手帳を有さない方、精神障がいの方等も多くなってきているのかなと思います。そういった方々に対してまち全体で理解が深まれば、例えば小さな事業所などでも度合いによってはアルバイトを頼みたいというものが増えたりするのではないかと、支援団体のボランティアですとか働き手が増えるなど、理解する方が増えればそういったものが起きていくのかなと考えます。それぞれの区分や程度、特性などがあり、各課題の具体的な解決は難しいと考えられますが、地域の中で事実として障がいというものを知る、認識だけではなく感情に寄り添うことができる、理解が深まることで協力する輪が広がるなどすれば就労や親亡き後の支援など、その他にも多く問題はあると思うのですけれども、そういった問題に対処していけるようになるのではないかと。より理解し、支え合っていくことができるよう、ガイドブックもそうなのですから、その他有効な手段、方法等についてこれからも進めていただくようお願い申し上げ、一般質問を終わります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） それでは、私の一般質問は2点です。

まず、1点目、子ども議会の開催についてをお伺いいたします。全国的に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた平成27年以来、子供たちが身近で感じることや住むまちの未来への思いなどを本会議場において質問し、理事者が答える「子ども議会」を開催する自治体が多くなっています。ぜひ砂川市でも実施してほしいと思いますが、市の考えをお伺いします。

2点目としては、地域医療構想のモデル推進区域指定について、砂川市を含む中空知地域医療構想は平成28年に作成されました。その構想には必要とされる病床等の必要量の推計も出されています。また、中空知地域医療構想調整会議が何回も開かれてきたと思いますが、一向に実現に向けて進んでいるとは思えません。そのような中、本年10月1日に厚生労働省は中空知地域医療圏をモデル推進区域に指定したそうですが、以下について伺います。

まず、1点目は、モデル推進区域に指定されるとどのような利点が考えられるのかをお伺いします。

2点目は、これまでの構想が変わるのかどうかお伺いをいたします。

最後に、3点目、国や北海道の具体的な支援はどのように行われるのかをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 (登壇) それでは、私から大きな1、子ども議会の開催についてご答弁申し上げます。

選挙権年齢につきましては、平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、年齢満18年以上満20歳未満の者が選挙に参加することができるようになり、平成28年6月19日より施行され、国や地方公共団体が18歳、19歳の方にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められ、さらに平成30年6月13日には民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるなど内容を民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されました。このような中で、若者の社会参加の促進や政治意識の向上を図る観点から、学校現場における政治や選挙などに関する学習の内容の一層の充実を図ることが求められているところであります。

本市におきましては、小中学校の社会科の授業、学級活動や児童会及び生徒会活動の場を通して、高校においては公共あるいは政治・経済の授業において、まちづくりの仕組みや課題に関しグループ単位で研修・討論するなど、実践的な学習の場を通して社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身につけさせる取組が行われてきております。子ども議会は、参加する体験を通してまちづくりの姿を学び、郷土に対する愛着や社会の一員としての自覚を持つきっかけづくりとなるため、そうした力を身につける有効な手段の一つであると考えますが、事業の実施につきましては他の市町村における事例等を参考に課題を含めて把握・分析し、それを基に教育委員会がどのような事業手段でまちづくりの姿を学ぶ機会として設けることが効果的なのか研究してまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 私から大きな2、地域医療構想のモデル推進区域指定についてご答弁申し上げます。

地域医療構想のモデル推進区域については、医療機関、関係団体、市町村等と連携して医療提供体制上の課題解決に向け、地域の実情に応じた取組をさらに推進するため、2024年度からの新たな取組として設定されたところであります。北海道より病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要があるとのことで管内の各自治体病院へ打診があり、各自治体病院から同意を得られたことから、本年8月に開催された北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会において推進区域及びモデル推進区域の指定について協議が行われ、中空知が推薦されたところであります。10月10日に厚生労働省から地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域の設定等についての一部改正についての通知が発出され、北海道のモデル推進区域に中空知

が全国15か所のうちの一つに設定されたものであります。

初めに、(1)モデル推進区域に指定されるとどのような利点が考えられるのかについてであります。当通知は病床機能報告上の病床数と必要量の差異等を踏まえ、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる構想区域を推進区域及びモデル推進区域に設定した上で、区域対応方針の策定等を通じた取組の推進を図るとともに、厚生労働省においてモデル推進区域に対するアウトリーチの伴走支援を実施するとされています。実際の具体的な支援内容は厚生労働省と都道府県とで調整をし、地域の実情に応じたものとなるとされていますが、厚生労働省と北海道の関与により中空知におけるこれからの地域医療に関する全体構想が描かれ、その構想に向け、行政、医療機関等の取組が加速化されるものと考えております。

次に、(2)これまでの構想が変わるのかについてであります。今回推進区域及びモデル推進区域が設定された背景は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向け、高齢者の医療需要が増加することが想定されることから、病床の機能分化、連携を推進するため、2025年度の病床区分ごとの必要病床数の推計をし、この病床数に2次医療圏でどのように収れんさせていくのか、協議が加速化されるものと認識しております。

一方、15年後には2040年問題が到来すると言われており、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に発表した日本の将来推計人口では2040年には65歳以上の高齢者が全人口の34.8%に達し、さらに15歳から64歳の生産年齢人口は大きく減少し、社会保障やインフラの維持が困難になる、医療や介護の費用が増加し、かつ担い手となる人材が不足し、医療、介護が崩壊してしまうと言われています。国では、2040年問題に向け、令和6年3月、新たな地域医療構想等に関する検討会を設置し、12月6日までに14回の検討会を開催しているところであり、検討会の資料では入院医療だけでなく、外来、在宅医療、介護との連携を含む医療提供体制全体の課題解決を図るための地域医療構想へ変更するとされています。

基本的な方向性として、1つ目は地域の患者、要介護者を支えられる地域全体を俯瞰した構想、2つ目として、今後の連携、再編、集約化をイメージできる医療機関機能に着目した医療提供体制の構築をするため、病床機能だけでなく地域で求められる医療機関の役割を踏まえ、医療提供体制を構築すること、3つ目として、限られたマンパワーにより効率的な医療提供体制の実現として医療DXや働き方改革の取組、地域の医療、介護の連携強化等を通じて生産性を向上させ、持続可能な医療提供体制モデルを確立するとされています。現在国ではまだ検討段階であり、今後新たな地域医療構想に関するガイドラインが発出され、都道府県では令和8年度以降新たな地域医療構想を策定し、取組を開始するとされているところでもあります。

次に、(3)国や北海道の具体的な支援はどのように行われるのかについてであります。本通知では国、北海道の技術的支援として都道府県コンシェルジュの設置、区域対応

方針の作成支援、地域の医療事情に関するデータ提出・分析、定量的基準の導入に関する支援、協議の場・講演会、住民説明会などへの国の職員の出席等が挙げられております。また、財政的支援では、地域医療介護総合確保基金においてモデル推進区域が属する都道府県は分配率を加算とされていますが、具体的に基金のどのメニューを受けられるのかが不明であり、財政支援の規模については現状では把握できておりません。今後開催される中空知地域医療構想調整会議等において具体的な取組支援等について説明がなされるものと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、子ども議会のことでお伺いするのですけれども、子ども議会そのものはよさそうだなというお気持ちはあるようだったのですが、最近よく出てくる言葉なのですけれども、答弁のときの。基本的にお伺いしたいのは、研究するというのはどういう意味なのかまずお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 答弁のときの研究するというところでございますけれども、今回のことに関しましては、ご質疑があったときに、まずほかの市町村とかは基本的にはどういう状況なのかということを考えます。今回状況をこの質問があつてから調べたところなのですけれども、今現状として把握しているところでございます。空知管内の砂川市を除く23市町、このようにほかの市の状況をまず押さえて、そこから、現時点ではまだ内容は把握はしてございませんが、自治体等へ連絡して内容を調査するという意味でござい

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 僕は前から言われているのは、議会は長いのですけれども、検討というのはほぼやらないという話なのですけれども、研究というのはもっとやらないという意味なのでしょうか。検討の前の話だから、どのぐらいの気持ちで研究という言葉を使うのか、もう一回教えてもらえますか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 研究と検討の違いということで、どれぐらい違うのかというのは今この中で明確にお答えできているかどうか分かりませんが、今回はこの砂川市でやっていない今の状況においてどうするかということをもとに把握するものとして調査研究をするという意味でござい

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 調査なら分かるのですけれども、化学実験の話ではないのだから、研究という言葉はこの場では適当ではないのではないかなと実は思っていて、今ついでのように言ってしまうけれども、子ども議会の話なのですけれども、最近、先ほど言いかかっていましたけれども、結構いろいろなところでやっているのは間違いのないです。そ

れで、そもそもこれを考えたのは何がきっかけだったのかということなのですけれども、今は学校の中では、例えば私は中学生というのをほぼ対象に考えているのですけれども、学校のいろいろな授業の中でやっているのはもちろん当然のことで分かっているのですけれども、私は子供たちが日常まちのこととか自分たちの生活のこととか、それを大人、私たちに聞かせる機会があってもすごくいいのではないかなと思っているのです。

砂川市では少年の主張大会というのがあって、それは大体毎年聞きに行くのですけれども、なかなか皆さんしっかりしていて、いい話を結構しているのです。ところが、最近だんだん、今ゆうでやっているのですけれども、観客の皆さんが、大人の人たちがすごく少なくなってきたしまっていて、ではほかの生徒たちが聞きに来ているかということ、まず来ていないのです。もったいないなと思っていて、前だと石中と砂中があったから、僕たちが聞いていても石中の子供たちはこういう考え方、砂中の子供たちはこういう考え方、やはり違っているものなのですね、不思議なことで学校ごとで違っているという。ただ、今は石中が統合になって砂中1校になっているので、そういう必要もだんだん考え直していかなければいけないのではないかなと実は思っていて、そんなときに、ついこの前なのですけれども、私たち議会が議会懇談会をここでやったのですよ、この本会議場で。そうしたら、そのとき砂川高校の生徒さんたちも参加してくれたのですけれども、大人の方も、それから生徒さんたちも非常にこの場を気に入ってもらったというか、何かすごく新鮮な感じで、僕らにとってみると当たり前の場なのですけれども、皆さんにとってみるとかなり面白い場みたいなのです。高校生も議長の代わりになってやってくれたりとか、そういうのを見ると中学校の少年の主張大会も少し形を変えて、この議場を使ってやってみたら中学生たちもきっと楽しいだろうし、同じ自分たちの生活やまちのことやいろいろなこととお話するという機会では少年の主張大会もあってなののですけれども、その代わりにやるものなのか、それはそれで例えば中学校の中で子供たちを対象にしてやってもすごくいいと思うのです。

では、あとは大人たちが子供たちのそういう声をどうやって聞くのかということ、まさに先ほどから言っている子ども議会みたいところでしっかりと市長とか副市長とか、あと部長さんたちとかにいろいろなまちのこと、学校のことをこちらから私たちの代わりに子供たちが質問をして、こちらの理事者、こちらも含めて答弁をするというような形を考えているのですけれども、ほかの自治体でもほとんどそのような感じなのですけれども、これはとても楽しく、しかも中学生たちも主体的に取り組んでもらって、よりまちのことをしっかりと考えてくれながらここで質問してくれるのではないかなと、僕らもおちおちしていられませんが、子供たちの質問のほうは鋭かったり厳しかったりすると、ちょっとちょっとという話にもなりかねないのですけれども、そこは子供たちの新鮮な感覚でこのまちをどんなふう考えているのかというのをこの場でしっかりとやってもらったらいいなと、もちろん僕らも傍聴したいと思いますがけれども、そんなようなイメージを考え

ているのです。これをあと研究をするといっても、これをどうするかという話しかないので、私の今のイメージをお話をしましたけれども、さらに研究する余地があるのかどうか、今のお話の中身をどう感じられたのかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今の議員さんのお話では、議会懇談会、この議場を使ってされたということでございます。この件についてということでございますけれども、先ほど私ちょっと言いかけたところなのですけれども、空知管内でも実際子ども議会というのを実施しているところがございます。これは、砂川市を除いて23市町なのですけれども、1市3町が実施しております。また、このほかにも全国的なものとしていろいろ調べていくと出ておまして、全国的な市町村の割合では子ども議会を開催しているのは約17%あるということでした。調査研究ということを私は先ほど言いましたけれども、こちらの状況がどうなっているかというのをまず把握するということと、議員さんがおっしゃるとおり、この議場で子供たちが成果を発表するという、それは一つの方法としてもございますし、もう一つ言った方法として学校でもできるのではないかというお話も議員さんはされておりましたので、教育委員会としてどういう方法が最も効果があるのかということを検討していきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員の再質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 子ども議会のことだったのですけれども、1つだけ誤解があるので、次長に訂正しておいてほしいのですけれども、私が学校でもいいのではないと言ったのは少年の主張大会のことですから、子ども議会もそちらでやってということではないです。やはりここでやらないと意味がないと思うので。何でここがいいかというと、インターネット中継もきちんとありますので、本当にこの議会で子供たちの声を聞くというのはいいことではないかなと思っています。

それで、最初の1回目にも書いたのですけれども、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたということも大いに関係してのことなのです。たまたま今回は教育委員会が答弁ということになっているのですけれども、総務部長、子ども議会のことについて今まで大体話は聞いていてくれると思うのですけれども、どこが所管になってもらっても実は私たちはよくて、もちろん議員の皆さんにまだ確認もしていないのですけれども、いざやるとなったら大いに協力をしていただけると、みんな縦に首を振っていらっしゃるので、議会は本当にしっかりと協力はしたいと思うのですけれども、総務の関係として選挙権のこ

とでも私は聞いていますので、この辺で総務部長のお答えをいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 多比良和伸君 暫時休憩します。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時05分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) ただいま子ども議会の関係につきまして担当部署ということもございましたが、今回教育委員会にご質問いただいておりますので、その辺も含めて私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、中学生の発言する機会、それを皆さんに聞いていただく機会というような、これは先ほど来ご答弁させていただいておりますが、非常に重要なものだと思います。1つには、子ども議会に絡めて少年の主張大会というのがありますが、これは今現在小中一貫教育推進委員会で、義務教育学校ができたときには義務教育学校で生徒たちも、もちろん市民もそこで聞けるような対応ができないかという協議を今いただいております。その場合はリアルタイムにそこで聞くこともできればリアルタイムで動画を流すこともできる。動画を撮って、そしてそれを後日聞くこともできるという部分がありますので、このところはそういうふうに進めさせていただきたいと思います。

それから、子ども議会の関係につきましては、先ほどインターネット中継というのもありましたが、ここはもし中学生であれば顔ですとか、あるいは名前ですとか、このところはインターネットで流せるかどうかの判断は十分注意をしながら検討しなければならないと思います。他市町村でどのようなことをやっているのかという部分で調査研究をさせていただくということでしたから、まずはそれは調査研究をさせていただきます。その上で、必要なものについては判断をして小中一貫教育推進委員会の中で協議をいただくということになりますし、その中では教育委員会だけでは例えば理事者をここにお呼びしてご答弁をいただくということにはなりませんので、必要に応じてそこは協議をさせていただきたいと思っています。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 とても難しい話になっていますね。ほかのまちではやれているので、市長もぜひ子供たちの意見も聞いてまちづくりに取り入れていってほしいなとも思いますし、また折に触れて子ども議会をぜひやってほしいということは続けて質問をしていきたいと思っていますので、今回はこれで終わります。

続いて地域医療構想のモデル推進地区の指定の関係なのですが、先ほど答弁を聞いてみると、まず基本として、1回目にも言っているのですが、既に中空知の地域医療構想というのは平成28年に作成されているのです。ところが、今の答弁でいくとこ

れから新たな構想がつくられるようなお話だったのですけれども、ここのところは今までの構想は全くなくなって新しいものということになっていくのかどうかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 地域医療構想につきましては、今現在あるものが平成28年にできて、今は北海道医療計画の中に位置づけられております。現在動いている地域医療構想というのは2025年、つまり来年に向けてどうその地域で医療体制を、再編であるとかをしていくのかということが検討されておりました。先ほど申しましたように、国は今度2040年に向けて検討を開始すると、今の地域医療構想は2025年、つまり来年までのものです。その先、今度2040年に向けて国は今考えていますので、今国の検討会でいろいろ議論されておりますけれども、先ほども1回目で答弁申し上げましたが、今までは病床をどうするのか、高度急性期、急性期、回復期、慢性期、この4区分をどう国が示した数に合わせていくのかというようなところが主だったのですが、今度はそこに外来であるとか、在宅医療であるとか、介護との連携であるとか、そういったものも加えて、もう一つ私が国の動きを見ていて気になっているのは、今までの地域医療構想というのは一般病床の話だったのですが、今度はそこに精神病床、精神医療も加えたらどうだというようなことも今検討がされております。なので、今まであったものが全くゼロになるとは私も思っていないのですが、今まであったものに加えてもっと広い範囲の医療提供体制、今まで入院がメインだったものが外来もそうですし、介護もそうですし、そういった広がりがあるのが今度の新たな地域医療構想には入ってくるのだろうと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 となると、今までの地域医療構想はなくなって、新しい構想に向けてのモデル推進区域なのだとということなのでしょう。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 モデル推進区域の制度については、今年度新たにできたものです。なので、平成28年にできた地域医療構想であまり進んでいないところをもっと加速化させるために2024年度の1年はモデル推進区域に指定しますと、そういう立付けになっています。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今1年とおっしゃいましたよね。1年だけのモデル推進区域ということなのですか。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 制度上はそういうふうになっています。ただ、1年こっきりで全ての検討が終わるわけがありませんので、数年かかると思いますので、そこは同じような形で、今度新たな地域医療構想の視点も入ってきますので、それを見据えながら、国なり道なりの支援を受けながらやっていくということになると思います。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今ある中空知構想をもっと進めるのだよというのでモデル推進区域になったというのは、間違いないということでのいいですね。それで質問をつくってきたので、新しい構想なんて見たこともないです。昨日でしたか、道新でたまたまモデル区域のことが記事に載っていたのですけれども、平成28年度から決まっていることは、大ざっぱに言えば急性期が多過ぎる、回復期が少ないから、そこを調整しなさいというのが今までの構想だったと思うのです。先ほどのお話でいけば、それをうまく進めるために国も道も積極的に入ってきてくれるということなのだろうと思うのですけれども、急性期が196床、多いと、今までは。回復期が267床、足りない。もっとほかに病床はあるのですけれども、特に言えばそういうことだということです。これが何回も何回も会議は進められてきたと思うのですけれども、ただ減らしていったのはうちの砂川市立病院です。ついこの前の議案で認めた87床も砂川は減らして、196床を上回っているの、それを少し減らしなさい、回復期を増やしなさいという話を砂川だけが87床減らしてしまったというところなんです。

砂川は、とにかく中空知のセンター病院として急性期に特化をしながら中空知のためにいろいろ今までやってきたのです。そのためには医師も看護師もスタッフも人材確保をしっかりと、どんな救急の、あるいは急性の患者さんにも対応できるように設備投資もし、やってきたのです。もちろん高額医療機器も買ってきたし、それがたまりたまって、ついにこの前の一時借入金の状況になったのです。だけれども、ほかのまちがお金を出してくれるかといっても、出してくれないわけでしょう、今。そういうことを本当に道や国がしっかりと把握をしてもらって、今までは道は入っていたはずではないですか。ところが、果たしてそれがどこまで力強く入ってくれていたかということ、それが来年の話なのにまだ全然、みんなそのままでやってきているわけですから、特に道新の記事で滝川市立病院のコメントが書かれているのですけれども、どなたがおっしゃったか分かりませんが、滝川と砂川が急性期医療の軸となる前提で話を受けた、こうやってはっきりと書いてあります。砂川は急性期でやってきたのだけれども、滝川も譲らないよという話ですよ、これ。これをやっているから中空知の医療が危ないよという話のはずなのに、やはりこうなのです。局長は、これまでも中空知推進医療構想の会議に何回も出ていらっしやっと思ったのですけれども、この地域医療構想が実現するような見通しというのは、実際のことを言って今あると思われているのかどうか、その現状を話していただけますか。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 まず最初に、急性期のベッドが多くて回復期のベッドが少ない中で、なかなか国が示している必要病床数に向かっていないというお話がありました。ここを説明させていただきたいのですが、国が出している必要病床数というのはレセプトのデータを使っております。レセプトのデータというのは患者さん単位になっています。

当院から出ていくレセプト、それぞれの医療機関から患者さんごとにレセプトが出ていきますので、その点数で高度急性期は何床ぐらい、急性期は何床、それと回復期は何床ぐらいだということを推計をして出しています。一方、各病院から急性期は何床で回復期が何床でというのは、病床機能報告制度というのでできていますので、それで報告するのですが、それは病棟単位で出ささいということになっていまして、必要数は患者単位、病院からの報告は病棟単位なので、当院でいきますとICU、HCU以外は全部急性期として出していますけれども、当然そこには回復期の患者さんもいらっしゃいますし、もっと言うと高度急性期、国はというか、必要数は124床と言っているのです。現実あるのは34床です。では、ICUをあと100床増やしますかという話になりますので、その数字の差というのはどうしても報告する違いがありますので、これは仕方がないなと私は思っています。

それで、だとしても全体的に数が多いというのは、これは変わらないという、2040年には中空知の人口、今9万何千人かいると思いますけれども、社人研の人口推計は6万5,000人ぐらいになるということで全体的に数が多いなというのは、それほどこの医療機関も共通していると思います。今と同じ形で今と同じ医療を提供しながら2040年に向けていけるのですかということ聞かれると、我々もそれは無理でしょうという判断をせざるを得ないといひましようか、それだけ人口が減って、当然患者さんも減っていくと思いますし、そういったときにあるべき姿のようなものに向けて国なり道なりが今度支援をしていくということになります。

では、それが今度実現性があるのかという話になりますと、これまではどちらかという地域医療機関あるいは関係者で話し合ってくださいという話でしたので、言うなれば当事者間での話でこれまでやってきました。当然だと思いますが、皆さん現状維持を考えていかなければならないということになりますので、今度そこに国なり道なりが我々が持ち得ていないいろいろなデータを示しながら、将来こうなりますよというようなことがきつと行われていくのだらうと思っていますので、できればそこは中空知全体で医療をどうするのかという、もっと俯瞰的に見て各医療機関がそこに向けて協力し合うというような、それぞれの考えはいろいろあるのしょうけれども、この地域の医療を守るということを第一に考えなければならぬと思っていますので、そこに向けて我々がやるべきことは高度急性期だったり急性期医療、救急医療とか、我々が今やっていることをやっていくと、それに足りない部分は地域の医療機関で役割分担しながらやっていきたいと思いますので、何とかやれるかどうかの見通しと言われても、これからの協議なのであれですけども、そこに向けて頑張りたいと思っています。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 参加していて、これはうまくいきそうなのかどうかという見通しを聞いたかったですけれども、そこを答えられますか。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 お名前は申し上げられませんが、将来そうせざるを得ないところは皆さん一致していますので、ただそれが今なのか2年先なのかというところのずれはあると思いますので、2040年に向けてどのタイミングでどう展開、変化していくとか、その先の答えは多分皆さん同じだと思っていますので、いけるのではないのかなと今までの議論を聞いていて思っております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 2040年と来年がごちゃごちゃになって出てきますよね。2040年といえば、まだまだ先の話ではないですか。そこが私の中では整理ができないのですけれども、先ほど言ったようにモデル推進区域に国や道がきちんと入り込んでくれるというのは来年の地域医療構想に向けてでしょう。先ほどそう言ったのではないのですか、これを確認しないと次へ行けません。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 すみません、もしかしたら説明が悪かったのかもしれませんが、モデル推進区域は今ある地域医療構想を推進するためのものです。ただ、それは1年間ですぐ結論が出ませんので、引き続き新たな地域医療構想というのが国から出てきますから、その論点も踏まえて検討しなければ駄目ですよと捉えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 期限はないということですか、その最終期限は2040年という意味。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 期限というのは、恐らく今までの説明の中には入っていないと、いつまでにやりなさいと。私が言っている2040年というのは、2040年を見据えてという、国がつくる新たな地域医療構想の2040年を見据えてこういうことを議論してくださいねというのが今ぼんやりと示されていて、いずれガイドラインが出ると思いますけれども、だから例えば今年度中には、道ではこの区域の対応方針を恐らく6年度中に策定すると思いますし、それができたのであれば7年度に入っていけば具体的な検討をしながらということになっていくと思いますので、今時期的によくないと思っておりますけれども、今までの地域医療構想は2025年を見据えてつくっていたのですけれども、それを加速化しながら新たな地域医療構想は2040年を見据えてつくるので、新たな地域医療構想も見据えて今の中空知をどうするのかということ今年度中に方針をつくって、来年度から具体的な検討に入っていくと捉えています。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 どちらにしても急性期がやはり多くて回復期が少ないから、ここは砂川と滝川で少し調整をしなければいけないのだということは間違いないですよ。縦に首を振っているから、それでいいということにしますけれども。そこで、先ほど私が読み上

げた滝川市立病院は「滝川と砂川が両方とも急性期医療の軸となる前提で」と言っているわけですから、これは本当に道とか国が真剣に入ってくれて上から話をしてくれない限りはどちらも引けないのではないですか。その難しさは、私は市町村合併の特別委員会の委員長をやったのです。そのときに、これよりもっと多い首長さんや議長さんや、あるいは一般の市民の方々と話合いをしました。そのときも道もしっかりと入ってきたのです。でも、なかなかきちんと仕切ってくれません。やはりこれは地元の問題でしょうという話です。そこら辺は今度の場合は少し話が違うのかどうかなのです。それは、情報としてはかなり積極的に国あるいは道が入ってきてくれるような風情というか、そんな雰囲気というのは感じられるのかどうかなのですけれども、お伺いします。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 モデル推進区域になったのが10月10日付で、2か月ぐらいたっていますけれども、私は国の地域医療構想を担当しているところの職員とか、そういった方々にはまだ会ったことがないというのが現実でありまして、北海道はいろいろ積極的に話はしてもらっています。私が今思っているのは、全国三百三十幾つの2次医療圏があるのですけれども、その中でたった15個が、国が要は指定をしたモデル推進区域です。そこをうまく、結局結果として何も変わらなかったねということは多分ないのではないのかな。というのは、地域の中で当事者同士が話をしても進まないようなところを国は指定してきていますから、どういった形になるかは分からないですけれども、国なり道なりはある程度結果を出すためには今までよりはもっと強化して調整会議に参画してくるのではないのかなと。できればそういったものが好事例となって、道内であるとか全国に中空知のこういうやり方がよかったよというようなものにできればいいなとは思っています。ですから、通常の区域とは、モデル全国335、2次医療圏の中の15個ですから、そこは違うのではないのかなとは受け止めています。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今まで砂川市立病院は、本当に地域のセンター病院として、そして急性期に特化した病院としてやってきたのです。先ほども言ったとおりで、その結果今の現状がある。これは中空知の医療のためとって砂川市立病院がやってきたのですけれども、砂川が本当に倒れてしまったらどうなのだと、よその市町の方々が本当に考えてくれているのかなといたら、なかなかそうは見られないのがこの新聞記事の滝川のコメントなのですけれども、私は空想を描いたのですけれども、滝川の市立病院にセンター病院を任せたらいいのではないかと。それだけ自信があって、急性期医療は砂川と一緒に軸となる前提としてやるのだというぐらいだったらやってみればいいじゃない。これからどれだけの高度医療の機器やお医者さんを集めて看護師さんを集めなければならないかということなのです。

では、砂川は今どうかといえば、本当に開業医の先生は少ないし、初診時選定療養費と

いうのができて7,000円も8,000円もお金を取られるし、急性期を脱したら今度はよそのまちに行かなければならないと、砂川市民にとって市立病院は何なのだと私は思うわけですよ。それだったら、高度急性期あるいは急性期の病院は滝川さん、どうぞ、ぜひやってください。中空知のためにやってください。砂川は市民に密着した市立病院にしますと。そのほうがよっぽど砂川市民のためになるじゃないですか。向こうは人口3万何千人もいるのだし、うちは1万5,000人です。あちらはたくさん開業医がいるし、急性期の病院は患者から見れば救急車で行くから、行ったらそれでいいのです。でも、回復期の場合になったら、そこに回数が非常に多く行かなければならない、家族も行かなければならないことになるのです。救急車で来るのが今の砂川市立病院なのです。回復期になったときは家族も患者も滝川に行かなければならなくなるというのが今の砂川の市民だと思うのです。これだけいろいろなお金をかけてやってきて、市民のためになる方法は本当にどこなのだろうということを考えなければ、そんなに中空知のことばかり言っていられないなと私は思っていて、砂川が市民に密着した市立病院を目指すということについて事務局長はどう思いますか、それは可能性あるのでしょうか。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 現実論として可能性はあまりないのかなとは感じています。先ほど来から砂川市立病院が市民のためにというところでお話がありましたけれども、私としては、中空知の人にも関わるのですけれども、命に関わるような病気になったときに本来であれば札幌や旭川の大きな病院に行かなければならないものを砂川市立病院があるということでそこで救われている命も多くあると思っております。ただ、もちろん今の医療制度上でいきますと急性期の病院をやりながら慢性期もやるとか、そういったことは、制度上というか、診療報酬上もそうなのですけれども、難しいので、だから役割分担をしましょう。我々今回ダウンサイズしながら急性期に特化していきますが、そうすることで確かに急性期の治療が終われば砂川市民の方にもどこか違うまちの回復期なのか慢性期病院なのかというようなご負担はおかけしますけれども、そうやっていかないと砂川市を含めた中空知全体の医療を守ることが難しいと思っておりますので、私は最初にも申しましたが、砂川を含めた中空知の医療をどう守るための体制をつくるのかということが一番大事だと考えていますので、それに向けて12月18日、来週に実はモデル推進区域になってからの1回目の会合が予定されていますので、その中でそういったことは主張していきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それしか手が無いのだったら、そうなるような努力をしていかなければならないのでしょうか、きっと。でも、砂川市民の皆さまにはそこを理解していただくようなお知らせはしていかなければ駄目だろうと思うのです。中空知のために砂川市立病院はこういう進み方をしていくのですということをごきちんとしていただかないと、必ず

この声は上がってくると思うのです。ある方にお伺いしたのですけれども、砂川市立病院がそれでいくのだとすれば、このモデル区域に対する準備室を早く設けるべきだということです。うちはどこよりも早くこれに向かっての体制を整えているのだということをもまずは表現しましょうということです。

もう一つは、道の窓口は保健福祉部だということなので、ぜひここに何回でもいいから行ってほしいと思うのです。砂川はあくまでも中空知の地域医療のためにこれだけ頑張るのだ、これだけ頑張っているのだということを道の人にも国の人にも分かってもらいしか手はないですよ。そのためには早く準備をしましょう。準備をして、そういう方向性をつくれるようにぜひ病院には頑張ってもらいたいと思いますが、最後にその辺をお伺いして終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 今ほど準備室の設置というお話がありました。この地域医療構想も非常に大事でありますけれども、今当院独自の自主再建というか、経営が悪いので、自主再建に向けた院内の取組も今やっているところで、モデル推進区域に特化した1部署をつくるというのは今直ちにはできない。人数的な問題もありますし、できないと思いますし、誰がそこを担当するのかという問題もありますので、それは協議の進み具合を見ながら、兼務になるのか、こういった形がいいのかというのは考えていきたいと思っています。

また、北海道保健福祉部とのつながりのお話もありましたけれども、今回のこのことに限らず意外と頻繁に私は訪れていまして、あとは電子メールでのやり取りとかも含めまして道とは比較的風通しのよい関係というのはできていると思ってございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 (登壇) 私からは大きく2点についてお伺いたします。

1、空き家対策について、独り暮らしの親が亡くなったり施設へ入所したりした後などに起きる空き家問題は、一軒家であればどの家でも将来起こり得る身近な問題です。空き家になった場合は除却または活用を考える必要がありますが、当面の間除却も活用もできない場合は空き家の適切な管理が不可欠です。国では平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法を公布し、翌年から施行され、砂川市では平成29年度に砂川市空家等対策計画を策定し、空き家等対策に係る取組を展開しているところですが、現在の状況と今後の対策について、以下の点について伺います。

- (1) 砂川市が把握している空き家の戸数と管理不全の戸数の推移について。
- (2) 管理不全な空き家の所有者等への適正管理の要請の状況について。
- (3) 所有者等に代わって除却を行う者に対する支援策の検討状況について。
- (4) 所有者不存在空き家を解消する仕組みの検討状況について。
- (5) 空き家等の発生抑制、流通・活用促進に係る補助金の見直しの考えはないか。

2、不動産の相続登記について、令和6年4月1日から、過去の相続分で登記が行われていない不動産も含め相続登記が義務化され、不動産の所有権の相続を知った日または令和6年4月1日のどちらか遅い日から3年以内に相続登記を行わなかった場合、過料が科せられることとなります。相続登記がされていない不動産が多数存在し、義務化を知らない、知っていてもどうしたらよいか分からない、手続きに係る費用の負担が大変であるなど、悩みを抱えている多数の市民の声を聞いています。砂川市では本年2月に札幌司法書士会と「砂川市における空き家等対策に関する協定」を締結しておりますので、以下の点について伺います。

(1) 相続登記の義務化に関する市民への周知の状況について。

(2) 相続登記の義務化に関する市民への相談対応の状況について。

(3) 相続登記に係る市民への補助制度を創設する考えはないか。

以上です。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 (登壇) 大きな1と大きな2について順にご答弁申し上げます。

大きな1、空き家対策についてであります。初めに砂川市空き家等対策計画につきましては、空き家等の対策を総合的かつ計画的に進め、また市の空き家等対策について市民に周知することを目的として平成29年度に策定いたしました。空き家等対策の取組状況及びその効果を検証し、さらなる効果を期待する取組と新たな課題に対応する取組を実施することを目的として令和4年度に改定を行ったところであります。

(1) 砂川市が把握している空き家の戸数と管理不全の戸数の推移についてであります。直近5か年の10月末時点での空き家戸数は、令和2年度335件、うち管理不全空き家21件、令和3年度335件、うち管理不全空き家17件、令和4年度337件、うち管理不全空き家16件、令和5年度339件、うち管理不全空き家10件、令和6年度336件、うち管理不全空き家9件となっております。

(2) 管理不全の空き家の所有者等への適正管理の要請の状況についてであります。本年10月末現在で9件の管理不全空き家があり、そのうち4件が所有者不存在となっております。所有者等がいる5件の空き家につきましては、所有者等に適宜文書や電話で連絡を行い、適正管理をするよう要請をしております。

(3) 所有者等に代わって除却を行う者に対する支援策の検討状況についてであります。空き家の除却につきましては本来所有者等が行うべきものであります。所有者が死亡したことにより、相続人がいない、または相続人全員が相続放棄をすることで所有者不存在で除却ができない空き家が発生する場合があります。所有者不存在の空き家につきましては、建物等の所有者が調査を尽くしても不明あるいは不存在である場合、建物等の管理、処分が困難な状態となり、結果管理不全な空き家が長期にわたり放置されるケースが

全国的に問題となっておりました。これらの問題に対処するため、令和3年の民法改正により所有者不明建物管理制度が創設され、利害関係者が空き家を取得、処分することが可能となりました。また、この制度を利用するに当たっては、裁判所への申立てやそれに伴う費用、当該不動産の管理費用などが負担となるものであります。現在当市においては実例がないことから、この制度を利用する者に対する支援は現状では検討段階にはありませんが、今後事例が生じた場合にはこのような制度を活用できるよう周知するほか、申立てに要する費用などの実態把握に努めてまいりたいと考えております。

(4) 所有者不存在空き家を解消する仕組みの検討状況についてであります。所有者不存在の空き家は所有者が死亡し、相続人がいない場合や相続人が全員相続放棄をした場合、相続放棄をする権利は相続人全員にあることから、所有者不存在の空き家の発生自体を防ぐ方法は実際にはありませんが、例えば所有者が施設に入所した場合や転出の際には、市民生活課等と連携しながら空き家とならないよう当該物件の利活用等の助言や補助金による支援を行っております。また、先ほど所有者不明建物管理制度の制度内容で触れましたとおり、所有者が不存在になった空き家につきましては利害関係者が取得する仕組みがあることから、この制度がより有効に活用できるよう周知を図ってまいります。

(5) 空き家等の発生抑制、流通・活用促進に係る補助金の見直しの考えはないかですが、空き家等の発生抑制、流通・活用促進に係る補助金制度につきましては、ハートフル住まい補助金、住み替え支援補助金ともにこれまで一定の実績を上げてきているものと考えております。現時点において制度の見直し等の考えはありませんが、今後どのような支援が有効であるのか、現在策定中の砂川市住生活基本計画との整合性を図りながら検討を続けてまいります。

続きまして、大きな2、不動産の相続登記についてであります。初めに相続登記の義務化は、相続登記がされていなかったことから本来の所有者が直ちに判明しない、判明しても所在が不明で連絡がつかない土地や建物が多発し、社会問題化しており、空き家等が増加する要因にもなっていることから、令和3年の民法改正、令和6年4月1日からの義務化により、正当な理由がある場合を除き、過料の適用対象となったところであります。

(1) 相続登記の義務化に関する市民への周知の状況についてであります。建築住宅課内に住宅に関する総合相談窓口を設置しており、随時ご相談をお受けしているほか、パンフレットの配布や法務局へのご案内を行っております。また、令和5年度に砂川市住み替え支援協議会において札幌法務局滝川支局の登記官を講師に相続登記についての勉強会を開催しております。

(2) 相続登記の義務化に関する市民への相談対応の状況についてであります。(1)でも触れましたが、住宅に関する総合相談の一環として相続人の問題や相続手続について相談があった場合、札幌司法書士会と協定を締結して連携しており、司法書士の支援が必要な場合スムーズにつながるよう支援を行っております。

(3) 相続登記に係る市民への補助制度を創設する考えはないかについてであります。相続登記に関する補助制度につきましては相続登記の義務化が制度になってから実際に費用等についてのご相談はほぼ発生していない状況にあることから、現時点では特に考えておりませんが、今後のニーズの変化を注視し、他自治体の動向につきましても併せて研究してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員の再質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

山下克己議員。

○山下克己議員 まず、大きな1、空き家対策についてから順次再質問させていただきます。

(1)の空き家の戸数と管理不全戸数の推移についてですが、先ほどの答弁で最近5か年で空き家の戸数はほぼ変わりがないという状況とのことでしたが、ある程度の増減がある中で同程度の戸数で推移しているのだと思います。令和5年度から6年度にかけての状況で増えた件数と減った件数、主に増えた理由や減った理由など、分かる範囲で結構ですので、お伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 空き家の増減でございますけれども、令和5年10月末と令和6年10月末を参考としまして、増えた件数が50件、減った件数が53件で、差引き3件の減という状況になっております。増えた主な要因としましては、転出あるいは施設への入所、あるいは死亡ということで空き家が増えております。減った原因としましては、除却、そして売却が主な原因となっております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 増減など動きが結構あることが今分かりましたけれども、活用するためにはその判断材料が必要かと思えます。砂川市では年3回実態調査を行っているということで状況把握に努めているようですが、その調査方法とその結果として該当住宅がそのまま住めるとか、リフォームしたら住めるとか、住むのは難しいなどの評価は可能なのか。また、築年数などの住宅の情報をどの程度把握しているのか。また、把握していたら、空き家とされる該当住宅は築年数はどのぐらいなものなのかということについてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 毎年空き家の実態調査を行っておりますけれども、調査の手法としましては、住民票の異動状況、そして水道の開閉状況、手続状況、こういったものを

まず確認しております。そして、必ず現地の実態調査、こういったものを行っているというところがございます。そして、その結果としてこの住宅、中古住宅というのが利活用可能かどうかというところがございますけれども、空き家等調査のチェックリストといったものを用いております、これによりまして、その建物が倒壊の危険性がないかですとか、あるいは保安上問題はないかですとか、衛生上の問題はないのか、それから景観上の問題はないのか、あと管理状況に問題はないかと、こういった点を細かくチェックいたしまして5段階で評価を行っている。大きいほど程度が悪いということなのですが、この評価で1と2の段階に属するものは基本的に利活用が可能と、このような評価をしております。

そして、築年数等の住宅の情報なのですが、基本的に固定資産の課税状況に基づきまして築年数ですとか面積、それから構造、階数などをおおむね把握しているという状況でございます。そして、空き家とされる住所の住宅、これはいろいろあるのですが、市場に出ているものを見てみますと大体築30年から40年のものが主体となっておりますのと、もちろん件数は少ないですが、築浅のものもあるというところで把握をしております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 私の町内会ですと空き家ができると割とすぐ新しい人が見つかって入居するということがあるのでございますけれども、その家も三、四十年ということもあるのかなと思うのですが、やはりその辺はいろいろな環境の状況とかによって違ってくるのかなと思うのですが、個人の財産なので、行政でできるそういう把握というのは一定程度制約されると思いますけれども、その中でしっかりと状況把握しているのかなということが今分かりました。また、情報発信についても、そういう情報を得た場合には、砂川の場合はたしか住み替え支援協議会と協力して行っているかと思っておりますけれども、情報把握と情報発信というのは非常に大切なことだと思いますので、今後もしっかり続けていっていただきたいと思っております。

次に、(2)の管理不全な空き家の所有者等への適正管理の要請についてですけれども、適正管理をするよう所有者等へ要請しているということでしたが、管理不全という維持管理が行き届かず周辺の環境に影響を及ぼしている状況かと思っておりますけれども、具体的などのような状況で、所有者等に要請を行った場合に一定の改善がされているのか等についてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 管理不全な空き家なのですが、いろいろな状況はあるのですが、近年の例で申し上げますと敷地内に残留物ですね。時に大量にあつたりですとか、あるいは建物が火災を起こして、その後そのままになっているですとか、あるいは経年変化等で倒壊してしまっていて、そしてそのままになっているというような状況が発生

しております。管理不全の空き家につきましては特に集中的に所有者等に改善の要請を日常的に行っているのですけれども、例年何件か改善に至った例がございます。直近でいきますと、令和5年度では5件ほど改善が見られました。改善内容としては、主に除却ですとか売却、こういったことで改善しているというところであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 私が役員をしている町内会でも、ふだん誰も住んでいない住宅で擁壁が倒れかけている家ですとか、屋根の雪が隣の家の敷地に落ちてきたり、車庫に雪が積もって車庫が倒壊しそうになっているというようなことが時々起きております。それらの家は、家族が一定程度来て見ていたりするようなので、管理不全空き家には入っていないのかもしれないのですけれども、そのような事例は全市的にきっとたくさんあるのかなと思います。そのような場合、町内会の役員のところ連絡が来ることが多いのですけれども、家族の情報等が分かればそういう立場で連絡を取って改善をお願いしたりということができるのですけれども、最近は個人情報の問題等もございますので、簡単にはできなくなっているのかなと思います。そのような場合に、市に相談して一緒に対応していただくとか、そういうことは可能なのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 管理不全空き家と認定しないまでも、なかなか管理が行き届かないケースというのは、今のお話にもありましておとり往々に発生しております。特に今シーズンといいますか、今後よく出てくるのですけれども、雪の問題が結構多いのかなということで、一応管理はしているのだけれども、屋根の雪がまとまって落ちてきたりですとか、車庫が潰れそうになっているですとか、いろいろな状況が発生しているところがございます。それで、市では空き家対策としまして、所有者はもとより、相続人ですとか、または管理に対応できる者の情報等につきましては一通り把握しているのですけれども、当然今のお話にもありましたけれども、個人情報保護の観点というものがございまして、公開できることとできないことがあるのですけれども、今の話のとおり、地域でお困りのことですか、あるいは緊急性の高いような事案が発生することもあるかと思っております。そのような場合に市にご相談、ご連絡いただけましたら、市で当事者に連絡を取って対応を促すと、こういったことで対応が可能というところがございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 市と一緒にってというか、市が中心になってそういうような対応をしていただけるというのは、大変地域にとっては心強いなと思いますので、今後ともどうぞよろしくお伺いいたします。

次に、(3)の所有者等に代わって除却を行う者に対する支援策の検討状況についてですけれども、所有者不明建物管理制度は利害関係者が申し立てることによって弁護士、司法書士、土地家屋調査士などの管理人を選任してもらう制度だと理解していますけれども、

なかなか実例がないのは分かるのですけれども、現在も所有者不存在空き家が4件ほどあるということですし、関係者から今まで相談があったとか、説明を行ったというような事例がなかったのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 所有者不明の建物の管理制度、できて日が浅いといいますが、歴史が短い関係もありまして、まだ認知度というのは低いのかなという状況でございますけれども、市で設置しております住宅の総合相談窓口におきましては空き家に関する相談も一定程度あるのですけれども、やはり空き家の一般的な相談というのが中心となっております、そういった一般的なご相談の流れの中で、このような所有者不明の建物管理制度というのがありますよというように言及した例は若干はございますが、実際にどのように運用するののかですとか、費用負担はどのようになっているのかですという実務的な話にまでにはまだ至っていないという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほどあったように所有者不明建物管理制度についてはほとんどの市民が恐らく知らない制度だと思いますので、利害関係者等がいる場合は制度の説明等を行ったり、何らかの形で広く市民に対して広報したりすることが必要ではないかなと思います。また、いざというときに申立てなどの費用負担が重荷で利用できないということがないように早めの準備が市としても必要ではないかなと思います。新たな補助制度等をつくるとなれば事例が生じてからでは対応できないことも考えられますので、ニーズの把握に努めるとともに早めの検討をぜひ行ってほしいなと思いますけれども、改めて市の考えについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 所有者不明の建物管理制度でございますけれども、この制度につきましては対象となる不動産の状況によりましてかかる費用というのが大幅に変わってきます。それは、裁判所を通じて管理人を任命するのですけれども、対象する不動産によって管理に係る費用というのが非常に振れ幅が大きいということで、果たして実際どれぐらいの費用負担になるのかというのはまだ全然実例がないというところでございます、裁判所にも問い合わせてみたのですけれども、全然実例がないので、お話しできませんとお答えいただきました。弁護士にも聞いてみたのですけれども、扱ったことがないというような状況でございますので、全国的にも恐らくそんなに事例はないのかなというところでございますのと、あとこの費用負担に対する助成といえますか、補助ということでございますけれども、この制度を利用されますのがいわゆる利害関係者ということになりまして、ここもまた様々なケースが想定されます。これは、その土地の取得を目的とした、極端なことを言えば不動産会社等も利害関係者になり得るということで、相続登記とかとは違ってなかなか当事者だけということでもない制度でございますので、そういった部分も

含めまして、市で行うのは基本的に市民サービスの一環としての補助金制度ということでございますので、果たしてどの程度整合性が取れるのかなというところは少し議論の余地があるところだと思いますので、いずれにしても今のところは現状の把握と、今後様々な事例が出てくると思いますので、状況の把握に努めるのが最善と、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 ほとんど例がないということですので、状況把握ということでもよろしくお伺いしたいと思います。

次に、(4)の所有者不存在空き家を解消する仕組みの検討状況についてですけれども、このことに関する1回目の答弁も今ほどあった所有者不明建物管理制度についての周知等に関する答弁だったかと思えます。砂川市空家等対策計画においては、所有者不明土地・建物管理制度の利用を前提とした所有者不存在空き家の情報を公開する制度と当該空き家や空き家を除却した跡地の利用希望者を募集する制度について検討するとなっております。恐らく3で答えていたとおり、このこともニーズ把握等に努めるという段階なのだと思いますが、私は砂川市空家等対策計画は非常によくできた計画だと思うのです。ここに書かれていることがしっかり実現できていけば空き家対策も大分進むのかなと思っておりますので、一歩進んだ検討をぜひ行っていただきたいと思います。このことについてはこれで終わります。

次に、(5)の空き家等に関する補助金の見直しについてですけれども、まずハートフル住まいる補助金、住み替え支援補助金の中古住宅等空き家対策に関連する活用実績について伺います。また、活用された属性というか、傾向というか、そういうものが分かればお伺いしたいなと思えます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 中心となっております2つの補助制度のうち、中古住宅に関する部分を拾い上げていきますと、過去3年ほどの中古住宅に関する補助金の例といたしまして、まず住宅を購入するまちなか住まいるの補助金の中古住宅の部分なのですが、令和3年度でいきますと16件だったところ、令和5年度では36件ということで倍増以上ということで伸びがあるという状況でございます。そして、まちなか住まいるの中古住宅の対象となったもののうち、子育て世帯にも該当するという世帯が、これも令和3年度で8件のところ、令和5年度で18件ということで、これも倍増以上と伸びております。また、中古住宅を買って改修するという場合の永く住まいる補助金の中古の物件に関しては、令和3年度で10件のところ、令和5年度で13件と、これも増加傾向にあるといたことで、まず市内全体の住宅の状況としましては、やはり新築住宅が非常に高止まりになっているということでだんだん手を出しにくくなっているという状況も鑑みまして、そういったニーズ、中古住宅のニーズというのがじわじわと上がってきているものと認識

しております。また、その中には、今の例にもありましたとおり、いわゆる子育て世代で、新築は厳しいのだけれども、目ぼしい中古住宅を買ってフルリフォームをしてというニーズがかなり増えてきているのかなという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほど子育て世代、特に8件から18件ということで非常に増えているということですので、今後の人口増加等にもつながっていくと思います。ただ、空き家を除却、活用するためには、個人レベルでは家に関するものというのは金銭面の負担が最もネックになるのかなと思います。逆にこのことがクリアできれば、さらに利用が進む可能性が非常に高いのかなと思います。砂川市では、いろいろな条件で受けられる補助金がプラスされる。1人の人でもいろいろ受けられるというようなこともあるように聞いておりますし、住宅に関する補助金というのは広範囲にわたり、ある程度手厚く対応しているのかなと思ってはいますが、ただこのことというのは一面分かりづらい、いろいろな補助金を合わせたらこんなになるというのはよく説明を聞かないと分からなかったりするという面があるのかなと思います。先日行われた議会懇談会でも市民の方から、砂川は住宅に関する補助金がほかのまちより少ないのではないかと、少ないから人が流れていってしまうのではないかとというようなご意見もいただいております。今言ったようなことも加味して、それが全てとは言いませんけれども、人口対策、空き家対策に最も有効な手段の一つが住宅に関する補助制度だと思いますので、ぜひ検証を進めてより充実した制度にしていってほしいなと思います。また、制度の周知についても分かりづらいという面で十分検討いただきたいなと思いますけれども、改めて市の考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 補助制度についてでございます。もちろん様々のご意見もあろうかと思いますが、所管している私どもとしましては、砂川市の補助金は決して少ないとは考えておりません。近郊のまちのやり方を見ていてもだんだん似通ってくるのです。お互いのいいところ取りといいますか、自分のまちで始めた制度もいつの間にかどこかのまちで何かほとんど同じようなことをやっているというのは幾つも見られます。それはそれで仕方ないのですが、確かに補助金は高ければ高いほど魅力的になってくると思うのですが、ただいたずらに上積みしていくということは、もちろん財源の問題もありますし、同じような制度でやっていくといわゆるチキンレースのようなことにもなりかねないということで、そういったことも含めたまち全体の魅力という部分で本来はやっていかなければならないと思うのですが、いずれにしましてもうちのまち全体の住宅の施策というものを考えた中で、どういった制度が適切なのかというのは今後もしっかりと考えていきたいと思っておりますし、また周知につきましてもいろいろな方法があるのですが、今現状の周知の仕方が十分とは思っておりません。また、いろいろな広告媒体ですとか、そういったものがほとんど今紙媒体から電子媒体に替わってきているというのも

現実でございますのと、一方で年配の方にも周知を図らなければならないという、いろいろな部分で考えなければならないと思いますので、現実には即したより分かりやすい周知の方法というのはしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 金額だけでなく、使いやすい、分かりやすい、そういう制度を検討いただければと思います。

それでは次に、大きな2の不動産の相続登記について再質問させていただきます。

(1)の市民への周知の状況についてですけれども、相談を受けたりパンフレットを配布したりしているということですが、相談件数とパンフレットの配布先についてお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 まず、相談件数でございますが、過去3年ほどの例でございますと令和3年度で74件、令和4年度で81件、令和5年度で92件ということになっております。そのうち、一般的な相談の件数でご説明しましたけれども、このたびご質問にあります相続登記に関するご相談というのは大体年間1件程度あるかないかというような状況になっております。

また、関係するパンフレットの配布先でございますけれども、こちらは市内の高齢者施設等を中心に市内13か所、13施設に配布をしているという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 このこともまだまだ知られていない部分があるので、周知というのは重要なこととなりますので、いろいろな配布先ですとか工夫してやっていただけたらなと思います。

この相続登記に関しては、自分の何代も前から相続手続をしておらず、どうしたらいいか分からないというような市民の声も聞いていますし、相続人が死亡している場合、その子供が代襲相続人になっていたりすると相続人の一人であること、自分が相続人だということ自体理解していない方もいるのかなと思われまます。ということは、いろいろな市民の方が自分のこととして理解してもらえるような積極的な周知、広報活動が必要と考えますので、先ほども言ったように関係機関等とも連携して、ぜひ広く周知が図られるようにご検討いただければと思います。

次に、(2)の市民への相談対応の状況についてですけれども、相続登記に関しては専門性が求められますので、札幌司法書士会と協定を締結したことは大変素晴らしいことだだと思います。相続登記に関しては、まずは戸籍などを追跡して相続関係を調べ、その中で誰が相続するのかを決め、遺産分割協議書に関係者全員の判をもらい、それから法務局で手続をするというような流れになるのかと思いますけれども、単純な相続の場合を除いてこれは大変な作業を要するもので、専門家の相談体制は必須だと思います。また、市

役所内でも税の相談に来た方がその続きで相続登記のことを相談するというようなことも起こり得るかと思えますけれども、札幌司法書士会との連携の状況や市役所内で情報共有や連携がされているのかお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 まず、司法書士会との連携ということでございますけれども、現状におきまして連携というより、こちらからご相談させていただくというケースが一番高い割合で占めておりまして、いつも専門家の立場から適切な助言をいただいているという現況でございます。

それから、市役所内の連携ということですが、割合として固定資産の関係で来庁された方をつなげていただくですとか、あるいはおくやみ窓口で建築住宅課にも通知が来ますので、そこで相続等で課題がある場合にはお話をさせていただくというようなことで連携を取っておりますけれども、基本的には空き家対策に特化した部分でございますので、その部分を中心とした情報ということでの情報共有ということで行っております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今は少ないという状況だとは思いますが、状況によっては専門の窓口が必要になったりというようなこともあり得るかもしれませんので、現段階ではしっかりと連携をしながら進めていただければと思います。

次に、相続登記に係る補助制度の創設についてですが、現在北海道の池田町をはじめ、兵庫県尼崎市、静岡県三島市など全国で何件か相続登記手続に係る費用として司法書士などへ払う報酬の一部などを補助する制度ができています。令和9年4月から過料が科せられる可能性がある中で、ここに向けて今後ニーズが高まることが予想されますけれども、先ほども何か起きてから対応するというのでは遅いのではないかなというようなお話もさせていただきましたけれども、また一部の方が自己負担で行くと公平性などの観点からも補助制度の創設に二の足を踏むような状況も起こるのではないかなということも考えられますので、ぜひ早めの検討をお願いしたいなと思うのですが、改めて何か考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 相続登記の義務化ということで、こちらも周知の具合といいますか、認知度というのはまだ高くないのかなということで、恐らくリミットとされている3年後に駆け込み的に話題になってくるのかなということも想定されますけれども、ただ相続登記につきましては基本的に個人に課せられた義務であるということで、申込先は当然法務局になります。そして、その手続的なことの補足というものを司法書士なり行政書士なりに委ねているという状況で、議員さんにも大変ご苦勞をおかけしていると思うのですが、これも対象となる不動産の状況によって登録免許税の部分も増減がございますので、逆に100万円以下は免税というところもございますので、その方が所持しよう

としている不動産によってかなり費用負担の割合も振れ幅があるというところがございますので、今のところ果たしてどれぐらいの負担感があるのかというのはなかなか見えてこないというところで、幾つかの市町で補助制度をやっているというのは承知しておりますけれども、逆にまだ一部でしかないのかなということで、市民サービスとしての補助金制度としてなじむかどうかというのも少し議論の余地はあるのかなと考えておりますので、いずれにしましても現状をしっかりと認識しながら、今後状況も変化していくと思いますので、その状況に合った適切な対応を取ってまいりたいと思いますけれども、現段階では補助制度とはならないのかなと思うのですけれども、今後どれぐらい認知が増えてきて、どれぐらい相談が増えてくるのかというのはまだ見えてきませんので、まずはそこを見極めていきたいと、このように考えています。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 当然個人でやらなければならないことだというのは理解できるのですが、相続登記の義務化というのはそもそも空き家問題とかに関わっている部分が非常に大きいのかなと思いますので、空き家を生まないための政策としてとか、遡ってなかなか連絡の取れなかったような、そういう所有者を判明させるとか、そういうようないろいろな効果もあるのかなと思うので、空き家対策の一環として一応検討いただければと思います。

空き家対策は、市民が安全、安心に暮らすことができる生活環境の保全や人口対策にもつながる重要な施策なのではないかなと考えますし、市民の関心というか、市民も直接関わるような問題でもあると思います。現在砂川市では今聞いたようにいろいろな対策を進めており、先日も特定空家等の除却のために市が代執行されたりしていますけれども、今後もぜひ積極的に対策を進めてほしいと考えますが、最後に市長に空き家対策に対する考えをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 不動産の相続の登記についての質問なら市長にできますけれども。

○山下克己議員 それも含めて空き家対策としての質問だったので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長 多比良和伸君 分かれてしまっているのですが、不動産登記の考え方についてなら市長に聞くことはできます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○山下克己議員 終わります。ありがとうございます。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時35分